

仕 様 書

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
(担当 隅田、小杉 電話 222-3933)

物 件 名	バスケットゴールの整備及び保守点検業務（京都市こども体育館）
履 行 期 間	契約締結日の日から令和9年3月31日まで
契 約 条 件	1 業務内容 設備の安全かつ適正な使用を確保し、機能の維持、劣化の防止及び故障の未然防止を図ることを目的として、バスケットゴールの整備及び保守点検を行うもの。 ※ 本業務の施行にあたっては、この仕様書に基づくほか、京都市契約事務規則並びに関係法令等を遵守すること。 2 対象施設 京都市こども体育館（京都市左京区松ヶ崎平田町） 3 対象設備 「別紙①」のとおり 4 業務内容 (1) バスケットゴールの整備 昨年度の点検結果において「不良」とされた「上下調節装置」について、該当個所の是正（整備等）を行うこと（「別紙②」参照）。 (2) バスケットゴール保守点検 ア 期間及び回数 契約の日から令和9年3月末日までに1回施行すること。 ※ 点検実施日は、事前に日程調整のうえ、決定すること。また、点検作業は「2 対象施設」の担当者立会いのもとに行うこと。 イ 点検項目及び内容 ・ 4(1)での是正によりバスケットゴール全体が問題なく動作するか ・ 構造部点検（フレーム、ワイヤー、昇降装置等） ・ バックボード点検（バックボード本体、固定具等） ・ リング、ネット、保護パット点検 6 結果報告 点検実施後、速やかに以下の項目を記載した点検報告書を京都市に提出すること。 ① 点検実施年月日 ② 点検対象設備 ③ 点検担当者氏名 ④ 点検結果 ※ 各点検項目ごとの点検結果（異常の有無、異常箇所の写真添付）を詳細に記載すること。 ※ 異常が認められた場合は、具体的な状況、原因、緊急度、推奨される改善策（修理、部品交換等）を明確に記載すること。 ※ 点検の結果、修理または部品交換が必要と判断された場合、京都市に対して速やかに見積もりを提出すること。 ※ 見積もりには、作業内容、費用、所要期間、代替品の情報（必要な場合）を明確に記載すること。

	7 受注者の責務 受注者は、受託内容を誠実、丁寧に履行するとともに、次の責を負うものとする。 (1) 従事者の管理 受注者は、従事者の勤務条件等に関する事項全てを管理するものとする。 なお、受注者は、従事者の中から管理責任者を指名し、発注者に報告すること。 (2) 管理責任者 管理責任者は、発注者の委託業務全般を把握できるものとし、従事者全員を指揮監督できる地位にある者とする。 (3) 安全管理 ア 受注者は、常に作業の安全に留意して、現場の管理に努めること。 イ 受注者は、公衆の生命財産に関し、危害迷惑をかけないように必要な措置を講じること。 ウ その他、安全管理に影響を及ぼす事故が生じた時は、監督員と協議のうえ必要な措置を講じること。 (4) 事故の責任等 受注者が、受託業務実施中に生じた事故及び損害については、全て受注者の責任において措置することとし、事故発生の原因及び事故による被害の内容等について速やかにこども体育館常駐の職員に報告すること。この場合において、受注者が委託建物等に損傷を与えた場合に当たっても同様とし、受注者の費用負担にて速やかに措置するものとする。 ア 受注者の取り扱い不備、操作不良等により設備等を損傷させたとき。 イ 受注者の責に帰する理由により、発生した事故及び損害。なお、従事者または第三者の負傷等についても、受注者の責任において措置すること。 (5) 秘密の保持 受注者は、受託業務上知り得たことについては、発注者の許可を得ずに外部へ公表又は漏らしてはならない。
--	--

注 本仕様について不明な点がある場合は、育成推進課の指示に従うこと。

○ 品名： 吊下式バスケットゴールー対 DA1135（セノー株式会社）

○ 東側



○ 西側



○ 昨年度の点検結果での「不良」箇所：上下調節装置

■不具合写真

